

消費税引き上げに伴う 各種手数料改定のご案内

消費税法等一部改正により、消費税率が令和元年10月1日から
現行の**8%**から**10%**に引き上げられることとなりました。

それに伴い、当金庫の商品・サービスの手数料(消費税込)を改定させて
いただきます。

消費税が課税されている手数料の例

- 振込手数料
- 各種融資関連手数料
- 各種証明書等発行手数料
- 各種再発行手数料
- ATM利用手数料
- でんさい関係手数料
- インターネットバンキング利用手数料 等

新税率の適用基準日

振込手数料	振込実行日 ※令和元年10月1日以降を振込指定日とする振込みから改定後手数料が適用されます。 ※振込予約についても、振込指定日が10月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。
ローン関連手数料	ご融資実行日 ※既にお申し込みのお客さまご融資実行日が令和元年10月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。 ※適用基準日は契約手続日ではなくご融資実行日となります。
各種証明書等 発行手数料	証明書発行日 ※令和元年10月1日以降の発行分から、改定後手数料が適用されます。
各種再発行手数料	再発行日 ※令和元年10月1日以降の再発行分から、改定後手数料が適用されます。

ご注意

- ※現在お手元にある、現行の手数料(消費税8%適用分)の表示がされた当金庫のパンフレットや説明書等に
つきましても令和元年10月1日以降は改定後手数料(消費税10%適用分)に読み替えてご利用ください。
- ※手数料の詳細につきましては、手数料一覧を店頭・HPにご用意しております。
- ※手数料改定に係るご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。